東金市被災者生活再建支援金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２３日

東金市長　　山　下　　美　紀

東金市告示第６７号

東金市被災者生活再建支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）の規定による被災者生活再建支援金の支給の対象とならない世帯の世帯主に対し、その生活の再建を支援するため、予算の範囲内において、東金市補助金等交付規則（平成２４年東金市規則第４３号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、東金市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　災害の被害認定基準について（令和３年６月２４日付け府政防第６７０号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

⑵　全壊　住宅の全部が倒壊したもの、流失したもの、埋没したもの若しくは焼失したもの、住宅の損壊が甚だしく補修により元どおりに再使用することが困難なもので住宅の損壊した部分、焼失した部分若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の７０パーセント以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が５０パーセント以上に達した程度のものをいう。

⑶　半壊　住宅の損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊した部分、焼失した部分若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の２０パーセント以上７０パーセント未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が２０パーセント以上５０パーセント未満のものをいう。

⑷　住宅被害支援金　支援金のうち、住宅の被害の程度に応じて支給するものをいう。

⑸　住宅再建支援金　支援金のうち、住宅を再建する方法に応じて支給するものをいう。

（交付の対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自然災害（千

葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成２７年３月３１日付け防第１１８０号千葉県防災危機管理部長通知）に基づき、本市を支援の対象とすることを千葉県知事が決定した自然災害で、市長が別に定めるものに限る。以下同じ。）が発生した際に市内に居住しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

⑴　自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

⑵　自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「半壊等解体世帯」という。）

⑶　自然災害により、その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

⑷　自然災害により、その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）

２　前項の規定にかかわらず、同一の災害により、一の世帯が重複して、前項各号に規定する世帯として支援金の交付を受けることはできない。

３　第１項の規定にかかわらず、交付対象者又は交付対象者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該交付対象者は、支援金の交付の対象としない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

⑶　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第５条　規則第３条第１項の申請は、東金市被災者生活再建支援金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同一の災害に係る２回目以降の申請においては、同一の書類は省略することができる。

⑴　世帯全員の住民票の写し

⑵　東金市長が発行した罹災証明書

⑶　住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅の建設、購入、補修又は賃借に係る契約書等の写し

⑷　半壊等解体世帯の世帯主にあっては、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことを確認できる証明書の写し

⑸　交付対象者及び交付対象者と同一の世帯に属する者が第３条第３項各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書

⑹　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項第１号及び第２号に掲げる書類について、申請者の同意のもとに当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、同項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用希望者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、申請書に記載すべき事項等を市長に送信することによって行うことができる。

４　第１項の申請は、当該支援金の交付の申請に係る自然災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあっては１３月を経過する日までに、住宅再建支援金にあっては３７月を経過する日までにしなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（決定の通知）

第６条　規則第６条第１項及び第２項の規定による通知は、東金市被災者生活再建支援金交付可否決定通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第７条　規則第１３条第１項本文の規定による実績報告は、これを行うことを要しない。

（額の確定）

第８条　規則第１５条本文の規定による支援金の額の確定の通知は、規則第６条第１項の規定による通知をもって代えるものとする。

（交付の請求）

第９条　規則第１６条の交付請求書は、東金市被災者生活再建支援金交付請求書（別記第

３号様式）とする。

２　前項の請求書は、支援金の交付の決定の日から起算して１月を経過する日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第１０条　規則第１８条第１項第３号の市長が定める者は、第３条第３項第２号又は第３号に該当する者とする。

（関係書類の整備）

第１１条　規則第２３条本文の市長が定める期間は、支援金の交付の決定の日の属する市の会計年度の終了後１０年間とする。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第４条）

世帯の区分	住宅被害支援金	住宅再建支援金
全壊世帯	１００万円	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ⑴　建設又は購入　２００万円 ⑵　補修　１００万円 ⑶　賃借　５０万円
半壊等解体世帯	１００万円	
大規模半壊世帯	５０万円	
中規模半壊世帯		次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ⑴　建設又は購入　１００万円 ⑵　補修　５０万円 ⑶　賃借　２５万円

備考

１　自然災害が発生した日においてその属する者の数が１である被災世帯の世帯主に対する支援金の額は、この表の金額に４分の３を乗じて得た額とする。

２　世帯の区分のうち、２以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する住宅被害支援金の支給額は、１００万円とする。

３　世帯の区分のうち、２以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する住宅再建支援金の支給額は、住宅再建支援金の区分に定める額のうち最も高いものとする。

４　既に交付された支援金がある場合において、新たに交付する支援金の額は、この表に規定する支援金の額から既に交付された支援金を控除した額とする。

別　記

第１号様式（第５条第１項）

（表面）

東金市被災者生活再建支援金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）東金市長

住　所

申請者　氏　名

電話番号

東金市被災者生活再建支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

被災時の世帯の状況	世帯員人数	１人　・　２人以上
	ふりがな	
	世帯主氏名	
	被災した住宅の所在地	
被災の状況	被災日	年　　月　　日
	被害状況	全壊・半壊等解体・大規模半壊・中規模半壊
	解体の場合はその理由	
住宅の再建方法		建設又は購入　・　補修　・　賃借
交付申請額	住宅被害支援金	円
	住宅再建支援金	円
	合計	円
添付書類	住民票・罹災証明書・その他（　　）	

同意欄

東金市被災者生活再建支援金の交付申請に当たり、東金市が必要な住民基本台帳及び罹災証明書の確認を行うことに同意します。

申請者　氏　名

（裏面）

注

1　該当するものを〇で囲んでください。

2　「被害状況」や「住宅の再建方法」が複数の区分に該当する場合は、高い方の額が交付申請額になります。既に交付を受けた支援金がある場合は交付済額との差額を「交付申請額」の欄に記入してください。

3　申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

4　同意欄に記入することにより、公簿等によって確認することができる場合は、住民票の写し及び罹災証明書の写しの添付を省略することができます。

第２号様式（第６条）

東金市被災者生活再建支援金交付可否決定通知書

東金市指令第　　号
年　　月　　日

様

東金市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった東金市被災者生活再建支援金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付する
　交付番号
　交付決定額　　円

２　交付しない
　理由

第３号様式（第９条第１項）

東金市被災者生活再建支援金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）東金市長

住　所
請求者　氏　名　　㊞
電話番号

年　　月　　日付け東金市指令第　　号で交付決定のあった東金市被災者生活再建支援金について、下記のとおり請求します。

記

１　交付請求額　　円

２　振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
ふりがな			
口座名義人			
預金種別	普通　・当座	口座番号	

添付書類　預金通帳等の写し（銀行名、支店名又は支店番号、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの）